

(R6.5.10)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田・花岡
TEL:0852-22-5388 FAX:0852-22-5782

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) サンクラフト 知事 第610号	中垣 健	島根県浜田市熱田町 1598	令和 6年5月11日から 令和 6年6月10日まで (1ヵ月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) サンクラフトは、西部農林振興センターが発注した「令和3年度(補正)浜田漁港 水産流通基盤整備事業 - 5.0m 岸壁(改良)第3期工事」において、元請負人として工事に携わった。既設岸壁前面に水中コンクリートを打設後、型枠を脱型する作業の準備中に、潜水士が岸壁付近において潜水作業を行っている際、クレーン台船を作業位置に移動し、固定する作業を行ったため、潜水士がクレーン台船と岸壁(型枠)の間に挟まれ死亡した。

このことについて、現場代理人他3名は労働安全衛生法違反等により公訴を提起され略式命令を受けた。

4. 指名停止措置理由等

同社従業員が公訴を提起され略式命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1ヵ月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)